

平成 27 年(行)第 4 号 石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄 外 109 名

被告ら 国

2017 年(平成 29 年)3 月 6 日

長崎地方裁判所 御中

原告ら第 6 準備書面の要旨

原告ら訴訟代理人 弁護士 高橋 謙 一

第 1 はじめに

原告ら代理人の高橋です。私からは、原告ら第 6 準備書面の要旨を陳述させていただきます。

この準備書面は、被告の第 3 準備書面に対する反論の書面であり、いわゆる「利水の必要性」を巡るものです。

第 2 原告ら第 6 準備書面の要旨

- 1 本書面の中心論点は、被告あるいは企業者である長崎県や佐世保市(以下単に「被告ら」と言います)が「不安定水源」として、現行保有水源から慣行水利権を除外していることの不合理性についてです。
- 2 この問題は、提訴時から争点になっていましたが、被告は第 3 準備書面でやっと反論をしました。その言わんとするところは、要するに、「平成 19 年に本件慣行水利権では取水ができなかったため、量的に不安定である。だから除外した」の一言に尽きます。それ以外にいろいろ被告は書いていますが、当然のことであったり、無関係のことであったり、場合によっては読み手を煙に巻くような主張であり、一顧だにする必要もありません。
- 3 さて、その量的不安定性ですが、確かに、平成 19 年の渇水期には本件慣行水利権から 100 パーセントの取水はできていません。それは間違いありません。しかし、そのことは、被告らが「安定水源」としている許可水源においても同じです。許可水源もこの時期は、100 パーセントの取水はできていません。したがって「法的安定性」の点で「安定水源」と「不安定水源」との間に何ら質的違いはないのと同様、「量的不安定性」という点でも、両者に何ら違いはないのです。ですから、本件慣行水利権だけを除外することは明らかに不合理です。

- 4 ちなみに、現在、平成 19 年渇水時と同じ降雨状況、水量状況であっても、佐世保市では水不足は生じていません。なぜならば、被告らの予測と違い、当時よりも水需要が減少しているからです。従いまして、本件慣行水利権を含めた現行保有水源で、被告が言うところの「10 年に一回程度の渇水」にも対応できるのです。
- 5 もちろん、被告らが言うように、「佐世保市民は本当は水をじゃぶじゃぶ使いたいが我慢しているので、水供給が増えれば渇水になっても遠慮なくじゃぶじゃぶ使う」というならば話は別ですが、そのようなことはあり得ません。被告らの主張は佐世保市民を愚弄している主張です。

同様に、被告らが主張するように「SSK において、毎日毎日 2 隻の修繕船のために最大の洗浄水を使う」というならば、場合によっては水不足になるかもしれません。しかしそのようなことは実際には起こらないことは明らかです。被告も「起こる」とは言っていない。被告らが言っているのは「万が一起こった場合に対応する必要がある」ということですが、起こりそうもないことに対応するために石木ダムを建設するというのであれば、まさしく不合理というしかありません。

- 6 原告らが何度も述べるように、被告らは、まず、「石木ダムを作る」という命題をア・プリオリに、つまり絶対動かさないものとして、立てています。そのために、保有水源の量が多すぎると思えば、屁理屈を並べて減らし、あるいは将来水需要予測が少なすぎると思えばやはり屁理屈を並べて増やし、最後には、「作ればみんなが使うのだから作ってもよい」という本末転倒の主張さえしているのです。

このような石木ダムが不要であることは明らかです。そのことは、原告らとしてはもちろんわかっていたのですが、今回、被告が、何カ月もかかってやっと主張してきた被告第 3 準備書面を見て、一層確信できました。

- 第 3 第 4 準備書面の要旨を述べた時と全く同じことを申し上げますが、このように、こと利水に関しては、本件事業は全く必要性がないことは明らかであり、少なくとも、地権者の意思を踏みにじってまで行う正当性が全くない違法かつ無効な事業であることは明白です。

以上が、原告ら第 6 準備書面の要旨です。

以上